2025年度版_中途加入用

団体割引20%
損害率による割引25%
適用により

鹿島グループ役員・従業員の皆さまへ

インターネット介護補償のご案内

（団体総合生活保険）

保険料が **40%** 割引

◎「まさか」のことは突然起こる！家計にやさしく、万一に備える

思わぬ時からかかる
介護費用への備えは
大丈夫ですか？

インターネット介護補償 なら、
介護が必要となった際にかかるまとまった費用に備えることができます！

一時費用*1の合計 平均 47万円 ＋ 月々の費用*1 平均 9.0万円 × 介護期間 平均 55.0か月 ＝

介護費用は総額
平均　約
542万円

＊1　公的介護保険サービスの自己負担費用を含む
【出典】（公財）生命保険文化センター「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査」

本人・ご両親も加入可能！

以下の方を被保険者（保険の対象となる方）に設定できます。
鹿島グループの役員・従業員、その配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、鹿島グループの役員・従業員と同居のご親族

一時金をお支払！

所定の介護状態になった場合に一時金をお支払いします。
➡介護補償保険金は**100万円・200万円・300万円**の3タイプ
保険金をお支払いする主な場合や、お支払いしない主な場合については、パンフレット等記載の「補償の概要等」をご確認ください。

団体割引等適用！

割引４０%（鹿島グループの団体割引２０%、損害率による割引２５%）適用により、お若い世代は特に**割安な保険料**でご加入いただけます。

加入手続きはインターネットで！

PC・スマートフォンからインターネットによる手続きで完結します。（保険料は給与控除となります。）

◆PCでのご加入
以下のアドレスからお手続きください。
http://ezoo.jp/ds4/A00892325082504

◆スマートフォンでのご加入
右のQRコード※からお手続きください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

<お手続き可能時間：朝6:00～翌朝4:00>

ご都合の良い時間帯に　ご自宅・外出先問わずお申込みいただけます！

保険期間：中途加入申込日午前0時から2026年8月1日午後4時まで
募集期間：2025年9月1日から2026年3月31日（申込み締切日）

［独自基準追加型（要介護2）］
100万円･200万円･300万円（一時金）の3タイプ

公的介護保険制度に基づく要介護２以上の認定を受けた場合、または、東京海上日動所定の要介護状態（要介護２用）と診断され、その状態が９０日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。

タイプ別 保険金額･保険料表

保険期間：１年間 ／ 団体割引：20% ／ 損害率による割引：25%
※ご加入口数は１口のみです。

補償の型		独自基準追加型（要介護2）		
タイプ名		ＫＡ０１タイプ	ＫＡ０２タイプ	ＫＡ０３タイプ
介護補償保険金額		１００万円	２００万円	３００万円
保険料（一時払）	20～24歳	40円	80円	110円
	25～29歳	70円	140円	210円
	30～34歳	130円	270円	400円
	35～39歳	260円	510円	770円
	40～44歳	510円	1,020円	1,530円
	45～49歳	610円	1,220円	1,820円
	50～54歳	840円	1,670円	2,510円
	55～59歳	1,190円	2,390円	3,580円
	60～64歳	2,580円	5,160円	7,740円
	65～69歳	5,340円	10,680円	16,030円
	70～74歳	11,730円	23,460円	35,200円
	75～79歳	26,960円	53,920円	80,880円
	80～84歳	50,970円	101,940円	152,910円

©東京海上日動

※上記の保険料は、年間保険料です。中途加入時の保険料は、加入月により月割計算されます。実際の保険料は加入手続き時にご確認ください。
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）によって異なります。
※保険の対象としてご加入いただける方は、年齢（団体契約の始期日時点の年齢をいいます。）が、満5歳以上84歳以下の方に限ります。
※保険料は給与控除となります。（控除月は申込日により異なりますので、詳細はお問い合わせください。）
※ご退職後も、退職者団体（保険料口座振替払）への切替手続きをしていただくことにより、引き続きご加入いただけます。

東京海上日動所定の要介護状態（要介護２用）

次の１、２のいずれにも該当する状態をいいます。

１．下記(1)～(4)のいずれかに合致した場合

(1)歩行ができない (2)寝返りができない (3)入浴その他の複雑な動作等ができない (4)排せつ等日常生活上の一部の行為ができない

２．下記(1)、(2)のいずれかのため他人の介護が必要な状態

(1)次の①または②のいずれかに該当する状態
①衣類の着脱の際に、下記ａ～ｄのうち２つ以上ができない状態*1
②衣類の着脱の際に、下記ａ～ｄのうち３つ以上ができない状態*1または見守りを必要とする状態*2
ａ．ボタンのかけはずし　ｂ．上衣の着脱　ｃ．ズボンまたはパンツ等の着脱　ｄ．靴下の着脱

(2)認知症により「所定の要介護状態（要介護２用）の追加補償」*3に規定する問題行為が２項目以上みられる場合

＊1 部分的に介助が必要な場合を含みます。　＊2 介護者が手を出して介助は行わないが見守りまたは指示が必要な状態をいいます。
＊3 詳細は、パンフレット等記載の「補償の概要等」をご確認ください。

インターネット介護補償は、鹿島グループの団体総合生活保険のペットネーム（愛称）です。
このチラシは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入（同じ内容で更新する場合を含みます。）にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

パンフレットはこちら　　重要事項説明書はこちら

お問い合わせ先

＜代理店＞
株式会社かたばみ　保険本部
〒107-8638
東京都港区元赤坂1-5-8　虎屋第2ビル
TEL：03-5413-8115

＜引受保険会社＞
東京海上日動火災保険株式会社
担当：建設産業営業部　営業第一課
〒100-8107
東京都千代田区大手町一丁目５番１号
TEL：03-5223-3229

2025年7月作成　25TX-001019